

(平成21年9月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認徳島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

国民年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から同年12月まで

国民年金保険料については、亡き母が町内会の集金により納付してくれていた。保険料を納付したことを証明する資料は無いが、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は9か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、申立人の母親が申立人の国民年金加入手続を行い、兄夫婦の分と一緒に国民年金保険料を納付してくれたと主張しているところ、社会保険庁の記録によれば、i) 申立人の国民年金手帳記号番号は兄夫婦と連番で払い出されていること、ii) 兄夫婦は申立期間を含む国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付していること等が確認できることから、申立人の主張は基本的に信用できるとともに、申立人の母親の納付意識の高さも推認できる。

さらに、A市区町村が保管している申立人の被保険者名簿を見ると、申立期間後の厚生年金保険被保険者期間に重複納付された国民年金保険料が申立期間前の厚生年金保険被保険者期間に誤って充当処理されているなど、同市の納付記録管理が不適切であったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

徳島国民年金 事案432

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年1月から同年3月まで

昭和36年4月に国民年金に加入して以来、51年にA社に就職し、厚生年金保険に加入するまで、ずっと国民年金保険料を納付してきたはずである。

社会保険庁の記録では申立期間の国民年金保険料が還付されたことになっているが、還付を受けた記憶は無く、申立期間が未加入期間とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁及びB市区町村（旧C市区町村）の記録において、申立人は、昭和51年1月1日付けで国民年金の被保険者資格を喪失し、申立期間については国民年金未加入期間となっているが、B市区町村が保管する申立人の国民年金被保険者及び保険料納付整理台帳において、申立期間の保険料が申立期間中の同年1月31日に納付されたことが確認できるとともに、社会保険庁の記録によれば、申立人は同年5月1日にA社で厚生年金保険被保険者となっていることから、申立人が同年1月1日付けで国民年金の被保険者資格を喪失した旨の届出を行ったとは考え難い。

また、申立期間において、申立人は厚生年金保険等の被保険者ではないことから、当該期間は、申立期間前の期間に引き続き国民年金の被保険者となる期間であることから、社会保険事務所が申立人に対して、納付済みの申立期間の国民年金保険料を還付する理由は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

徳島国民年金 事案433

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年9月

昭和45年5月ごろ、A市区町村へ未納となっていた国民年金保険料の納付について相談に行った。

その際、年金担当窓口の女性から、今なら過去の未納分をさかのぼって納付することができるという聞き、過去の未納分について、納付書を発行してもらい、市役所内の指定金融機関で納付した。

未納保険料をすべて納付したのに、申立期間が未納であるといわれても納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する納付書・領収証書により、申立人が、昭和45年度に、当初未納であった申立期間直後の41年10月から45年3月までの国民年金保険料をさかのぼって一括納付したことが確認できるものの、社会保険庁のオンライン記録及びA市区町村が保管する国民年金被保険者名簿によれば、平成5年2月9日付けで申立人の記録訂正が行われるまで、申立期間は国民年金未加入期間として取り扱われており、申立人が当初未納であった申立期間直後の国民年金保険料を納付した昭和45年時点では、申立期間は未納期間と認識されていなかったことから、申立期間の保険料に係る納付書が発行されたとは考え難い。

また、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを裏付ける関係者等の証言も得られず、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月1日から同年4月1日まで
昭和39年9月ごろから45年7月ごろまで、A社に継続して勤務しており、申立期間について厚生年金保険の記録が無いことに納得がいかない。調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所が保管するB社会保険事務所の確認印が押された「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届（控）」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届（控）」により、社会保険庁の記録どおり、昭和45年1月1日付けで厚生年金保険の資格を喪失し、同年4月1日付けで資格を再取得したことが確認できる。

また、C公共職業安定所長の昭和45年1月9日付けの受理印が押された「失業保険被保険者離職証明書（事業主控）」及び申立人の雇用保険の記録によると、申立人が当該事業所において、退職（離職）日は44年12月31日、45年4月1日付けで資格を再取得していることが確認でき、社会保険庁の記録と一致している。

さらに、申立期間当時の同僚複数に照会したところ、申立人のことは記憶しているものの、申立人が申立期間に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られない。

加えて、社会保険事務所が保管する申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人が当該事業所において昭和45年1月1日付けで厚生年金保険の被保険者資格を喪失した際、申立人から返納された健康保険証が同年1月10日付けで社会保険事務所において処理されたことが確認できる上、申立人が被保険者資格を喪失した同年1月1日から資格を再取得した同年4月1日までの資格取得者に申立人の氏名は無く、健

康保険番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年3月から23年5月まで

私は学校を卒業した後、昭和21年3月にA社B工場に就職し23年5月まで勤務した。

しかし、申立事業所に同時期に就職した同じC都道府県出身の同僚は厚生年金保険の被保険者の記録があるが、私の記録は無い。

申立事業所に勤務していたことは事実であるので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立事業所に同時期に就職し、厚生年金保険の記録があると主張する同僚3人のうち2人から回答が得られたが、「申立事業所で勤務した記憶は無い」と供述している上、社会保険事務所が保管する申立事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間前後を含む昭和21年2月2日から24年4月28日までの資格取得者に、申立人及び同僚の氏名は確認できない。

また、申立事業所は既に閉鎖しており、申立期間当時の人事記録等関係資料を確認することができない上、申立事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿において連絡が可能であった20人のうち9人から回答を得られたが、申立人を記憶する者はいないことなど、申立人が申立事業所に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。